

国名
ノルウェー
在外公館名
在ノルウェー日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月31日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 欧州経済領域（EEA）外の国からノルウェーに、医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に以下の書類を提示する必要がある。</p> <p>（１）医師からの処方せん（英語）で以下の項目が確認できるもの。 ア 個人が使用する目的で処方された医薬品であること、またその医薬品が必要とされる根拠（病名等） イ 医薬品を使用する個人の氏名 ウ 1日の使用量及び使用方法</p> <p>（２）医薬品が合法に購入されたことを示す書類（領収書等）</p> <p>○ 持ち込むことができる医薬品の数量は以下のとおり。 （１） 医療用の麻薬・向精神薬は最大30日分まで （２） 一般の医薬品は最大3ヶ月分まで</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報
○ ノルウェーで麻薬あるいは向精神薬として扱われる薬物の一覧（「麻薬に関する規則」のURL。ノルウェー語のみ。）

https://lovdata.no/dokument/SF/forskrift/2013-02-14-199/KAPITTEL_1#KAPITTEL_1

○ 関連情報 URL（ノルウェー医薬品局。但し、ノルウェー語のみ。）

<https://legemiddelverket.no/import-og-salg/import-til-personlig-bruk/import-av-legemidler-til-personlig-bruk-ved-medbringning-pa-reise>